

大阪・兵庫B.M.C.会則

BANQUET MANAGER'S CONFERENCE

2023年5月改定版

第1章 総則

第1条(名称)

この会の名称を、大阪・兵庫B.M.C.(大阪・兵庫Banquet Manager's Conference)略称「大阪・兵庫B.M.C.」とし以下「本会」と称する。第2条(目的)

本会は、会員各社における宴会予約・宴会サービス・宴会セールス等の情報収集・分析・及びこれらの適切な会員への伝達を通じて、業界の発展及び会員各社の業績に資すると共に、会員相互の親睦を図る事を目的とする。

第3条(事業)

本会は、第2条の目的を達する為、次の事業を行う。

- 1.月例会を開催し、宴会・婚礼に関する情報交換。
- 2.宴会・婚礼に関する資料の収集と、会員ホテルへの提供。
- 3.会員に対して、資質向上の為にセミナーの開催。
- 4.会員相互の親睦を図る為の行事の開催。
- 5.その他、本会の目的を達成する為に必要な事業。

第2章 会員

第4条(資格)

本会の会員は、大阪・兵庫・和歌山地区での国際観光ホテル整備法に適合するホテルの宴会業務に従事する責任者、及び代理者とする。但し、上記以外の施設でも会員2社以上の推薦がある場合には資格を有する。

第5条(入会)

本会に入会を希望する場合は、会員の推薦により役員会承認を行い月例会において、出席者の過半数の承認得たうえで入会とする。尚、登録は1社2名以上とする。

第6条(退会)

本会を退会する場合は、その旨書面にて会長に提出する。但し既納の会費は一切返金しないものとする。

第7条(会費)

本会の会費は、1社年額30,000円と定め、請求書を3月末までに 会員ホテルに送付し、会員ホテルは4月末までに一括銀行振込を行う。内16,000円を全国BMC運営費とし、大阪・兵庫BMC会計より6月末迄に一括納金する。内14,000円を本会の運営費に充当する。

- 1.月例会費参加費は、都度、例会会場にて徴集する。
- 2.必要に応じて、前項以外に役員会が認めた会費を特別会費(研修会・新年互礼会・体験例会等)として徴集する。
- 3.ゲストからは、別途定める例会費を徴収する。

第8条(会費の改正)

本会の会費の改正を行う場合は、総会において出席会員の過半数の承認を受けなければならない。

第3章 役員

第9条(役員)

本会は次の役員・運営委員を置く。

- 1.会長 1名(輪番制・総会承認)
- 2.前会長 1名(輪番制・総会承認)
- 3.副会長 1名(輪番制・総会承認)
- 4.事務局長 1名(輪番制・総会承認)
- 5.副事務局長 1名(輪番制・総会承認)
- 6.会計 1名(輪番制・総会承認)
- 7.運営委員 7名以内(四役推薦・例会承認)
- 8.監査役 1名(輪番制・総会承認)
- 9.相談役 1名(輪番制・総会承認)
- 10.顧問 1名(運営委員会より特例委嘱)

第10条(職務)

本会の役員の職務は次のとおりとする。

- 1.会長 会長は本会を代表し、会の業務を統括する。
退任後は、運営委員会協力の為3年間役付き(前会長・監査役・相談役)として運営協力を行う。
- 2.前会長 前会長は経験を活かし、助言と他団体と現会長との繋ぎを行う。退任後は監査役に就任する。異動の際には前会長不在とする。
- 3.副会長 副会長は会長を補佐し、会長に事故等々ある時はそ

- の職務を代行する。
4. 事務局長 事務局長は会長・副会長を補佐し、本会の業務を処理する。
 5. 副事務局長 副事務局長は事務局長を補佐し、本会の業務を処理する。
 6. 会計 会計は本会の経理・会計及び金銭出納業務を処理し、年度末には収支決算報告をする。
 7. 運営委員 運営委員は役員会において、本会の重要審議事項を審議し、本会の健全運営に協力する。
 8. 監査役 監査役は会計監査を行う。退任後は相談役に就任する。異動の際には、後任は相談役または前会長の兼務または運営委員より選抜する。
 9. 相談役 相談役は経験を活かし、助言を行う。相談役退任後は無役とするが、運営委員への復帰を行うことがある。異動の際には相談役不在とする。
 10. 顧問 顧問は運営委員会より特例にて委嘱され、運営委員会に属さず要請がある場合は出席・助言を行う。任期は設けず運営委員会によって1年ごとの委嘱とする。異動の際には顧問不在とする。

第11条(委任)

本会の会長及びその他役員は、毎年度会員ホテルの輪番制とし、年度初めの総会において会員の過半数の承認をもって委任する。また運営委員となる会員ホテルは四役(会長、副会長、事務局長、会計)の推薦の上、例会において会員の過半数の承認をもって委任する。

第12条(任期)

本会の会長及びその他役員・運営委員ホテルの任期は1期1年とする。第13条(会議)

本会は次の会議等を設ける。

1. 総会 総会は毎事業年度終了後、会長が召集し、議長は会長がこれにあたる。総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。

(1) 総会の付議事項

- 1 事業報告及び収支決算
 - 2 事業計画及び収支予算
 - 3 役員を選任
 - 4 その他役員会において必要と認めた事項
2. 役員会 役員会は会長が必要と認めた時に召集し、議長は会長がこれにあたる。役員会は、役員会の過半数の出席をもって成立する。

(1) 役員会付議事項

- 1 総会に付議する事項
- 2 総会の付議事項に関する事項
- 3 本会の事業運営に関する事項
- 4 その他必要と認める事項

3.月例会 本会は第1章第3条の事業を行う為、年間6回以上の月例会を行う。

月例会の会場は原則として、名簿順位による持ち回りとする。順番の変更は会長に一任する。

第14条(決議)

決議を必要とする付議事項に関しては、出席全員の過半数の賛成を得なければならない。

第4章 会計

第15条(会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日より3月31日とする。

第16条(会計監査)

本会の会計は毎事業年度終了後、総会までに収支決算を行い、監査役より会計監査を受けなければならない。

第17条(会計報告)

本会の会計は総会において収支決算を報告し、出席者の過半数の承認を得なければならない。

第5章 付則

第18条(付議)

本会会則に関する疑義及び運用の細目については、役員の審議により処理する。

第19条(施行)

本会の会則は、1974年10月1日より施行する。

会則の改廃は、総会において出席会員の過半数の承認を得なければならない。

改定履歴 1974年10月1日 制定

1994年9月27日 部分改定

2001年3月28日 第7条・第15条改定

2002年3月25日 第15条改定

2004年4月20日 第9条・第10条・第12条・第13条改定

2007年4月23日 第12条改定

2008年4月30日 第7条改定

2009年4月28日 第12条改定

2011年4月26日 第3章第9条改定

2013年5月20日 第9条・第10条・第11条・第12条改定

2014年4月28日 第2章第3条 改定

2015年5月25日 第1章第1条 改定

2016年5月30日 第9条・第10条・第11条・第12条
第13条改定

2018年5月30日 第7条改定

2023年5月30日 第9条改定